2026年11月27日

２０２７年度　野球規則改正

日本野球規則委員会

（１）　４．０３を次のように改める。

①　本文を次のように改める。（下線部を改正）

試合の延期または開始時間が遅れる場合を除いて、１人ないし数人の審判員は、試合開始予定時刻の５分前に競技場内に入り、ただちに本塁に進み、両チームの監督に迎えられる。

②　（ｃ）の後段に次を追加する。

打順表に記載されていないプレーヤーは、その試合に出場することはできない。打順表に記載されていないプレーヤーが、いかなる立場であれ試合に出場しようとした場合、審判員はそのプレーヤーをすでに退いたプレーヤーとして扱うものとする。(5.10d 参照)

プレイ開始前に不正なプレーヤーが判明した場合、打順表に記載されていないプレーヤーは退かせ、出場しているべきプレーヤーが試合に戻るか、または打順表に記載された控えのプレーヤーが代わって試合に出場しなければならない。プレイ開始後に不正なプレーヤーが判明した場合、それまでのすべてのプレイは有効となる。判明した時点で、不正なプレーヤーは退かせ、出場しているべきプレーヤーも試合に戻ることが許されず、打順表に記載された控えのプレーヤーが代わって試合に出場しなければならない。

（２）　５．０３（ｃ）ペナルティを次のように改める。（下線部を改正）

投手が投手板に触れている間、一塁および三塁のベースコーチはそれぞれのコーチスボックス内にとどまらなければならない。投手が投手板に触れている間にコーチスボックスを離れた場合、または打球が自分を通過する前に、コーチスボックスを出て、本塁寄りおよびフェア地域寄りに立っていた場合、審判員はベースコーチに対し警告を発し、コーチスボックス内に戻るよう指示しなければならない。その試合で警告を受けた後、再び本規則に違反した場合、そのベースコーチは試合から除かれる。加えて、リーグ事務局が制裁を科す対象となる。

（3）　５．０６（b）（1）の後段に次を追加するとともに巻頭図を追加する。

走者は、両足が塁の後端を越えて地面に接しているか、または進塁方向において塁の端を越えて地面に接している場合、その塁を通過したものとみなされる。（巻頭図参照）

走者が通過した塁に戻る場合、その塁に再び触れてから進塁しなければならない。たとえば、走者が一塁からスタートした後、一塁へ帰塁しようとして両足がファウル地域に入り、一塁を完全に通り過ぎてしまった場合、その走者は二塁へ再び進塁をする際、一塁に触れなければならない。

（4）　５．０９（a）（1）【原注１】とその後の本文、および【原注２】を定義１５に移動し、【注】を削除する。

（5）　５．１０（g）（2）に【原注】を追加し、【注】を削除する。

【原注】すでに試合に出場している投手が、イニングの初めに投手板に向かう途中でファウルラインを越えた場合、その投手は競技場で準備を行なっているとみなされる。ただし、投手が塁上にいるとき、または投手の打席で前のイニングが終了して、投手がダッグアウトに戻らずにマウンドに向かった場合、準備投球を開始するために投手板を踏むまでは、競技場で準備したとはみなされない。

（6）　５．１０（h）を次のように改める。

①　本文の２段落目を次のように改める。（下線部を改正）

万一、誤って出場した投手が、指摘されないまま打者へ１球を投げるか、または投手が投手板を踏んだ後になんらかのプレイまたはプレイの企てが行なわれた時点で、その投手は正当化されて、以後のプレイはすべて有効となる。

②　【原注】を次のように改める。（下線部を改正）

【原注】監督が規則に違反して投手を退かせようとしたときには、審判員はその監督に不可能である旨を通告しなければならない。球審が看過して規則で許されていない投手の出場を発表してしまった場合でも、その投手が投球する前、または守備側によるプレイの企ての前であれば正しい状態に戻すことができる。万一、誤って出場した投手が１球を投じたり、投手が投手板を踏んだ後になんらかのプレイまたはプレイの企てを行なってしまえば、その投手は正規の投手となる。

本規則のいかなる規定にかかわらず、４．０３に従って球審に提出された打順表

に記載されていないプレーヤーは、その後のプレイによって正規なプレーヤーとなることはできない。この不正なプレーヤーは打順表に記載されていないことが球審によって明らかになった時点で試合から除かれる。ただし、その不正なプレーヤーが試合に出場していた間に発生したすべてのプレイは有効である。

（7） ５．１０（ｉ）を［保留］とする。

（8） ６．０１（ｅ）【原注】の２段落目に次を追加するとともに【注】を追加する。

打者への投球に対しても、観衆による妨害が生じる可能性がある。暴投がスタンドに入らず、インプレイのボールを観衆によって妨げられた場合、ボールデッドとなり、打者と走者は妨害がなかったら競技はどのような状態になったかと審判員が判断した場所におかれる。

本塁打以外の境界線付近において、打球、送球または投球が壁やフェンス（スタンドに沿って取り付けられたクッションを含む）の上部に当たったり、転がったり、止まったりした場合、ボールインプレイである。ただし、そのような打球、送球または投球がまだスタンドに入ってなく、観衆に触れた場合、ボールデッドとなるが、観衆の妨害とはみなされない。

【注】ＮＰＢでは、各球場の特別グラウンドルールに従う。

（9） ６．０１（ｉ）（2）【原注】の後段に次を追加する。

捕手が本塁前で完全に位置している場合（すなわち、左足を三塁側ファウルラインのフェア地域に置いている場合）、ボールを保持していない状態でその位置を維持している限り、規則に違反したとはみなされない。逆に、ボールを保持していない状態でファウル地域に足を置いたり、本塁の後ろに跨って立ったり（左足をファウルライン上またはファウル地域に置いた状態）している捕手は、スライディングする走者の進路を妨害または阻害したと判断された場合、違反の宣告を受ける可能性がある。また、ボールを保持していない捕手は、走者の進路をさえぎるために、左足を三塁側のファウルラインを越えて伸ばしたり、その他なんらかの形で身体をファウルライン上に傾けたりして、位置してはならない。

(10) 定義１５【原注】の冒頭３行を本文の最終段落に移動し、【注】に続いて次を追加する。

境界線付近での捕球

（ａ）総則

野手はフェンス、手すり、ロープなど、グラウンドと観覧席との境界線を越えた上空へ、身体を伸ばして飛球を捕らえることは許される。また野手は、手すりの頂上やファウルグラウンドに置いてあるキャンバスの上に飛び乗って飛球を捕らえることも許される。いずれも捕球した後にそれらを越えて転倒しても正規の捕球とみなされる。またファウルグラウンド内にある手すり、フェンス、キャンバスなどに登ったりして捕球することもできる。ただし、野手は、フェアボールまたはファウルボールを捕球するために、スタンド、ダッグアウトなどのボールデッドの箇所に足を踏み込んだり、飛び込んだりしてはならない。

（b）グラウンド外の区域へ手を差し伸べる行為

野手は、捕球するためにダッグアウトの中に手を差し伸べることはできるが、足を踏み込むことはできない。野手がボールを確捕すれば、それは正規の捕球となる。ダッグアウトまたはボールデッドの箇所（たとえばスタンド）に近づいているファウル飛球を捕らえるためには、野手はグラウンド（ダッグアウトの縁を含む）上または上方に片足または両足を置いておかなければならず、またいずれの足もダッグアウトの中またはボールデッドの箇所の中に置いてはならない。正規の捕球の後、野手がダッグアウトまたはボールデッドの箇所に踏み込んだり、倒れ込んだりした場合、ボールデッドとなり、各走者は１個の塁が与えられる。（5.06b3C 原注参照）

（c）ダッグアウト内での捕球

野手が、片足または両足をダッグアウト内の地面（たとえば、ダッグアウトの階段や床など）につけている場合、あるいは両足がグラウンド上またはその上方にない状態でダッグアウトに飛び込んだ場合、その野手はダッグアウト内にいるとみなされ、正規の捕球とはならない。本規則の適用上、ダッグアウトの縁（たとえば、グラウンド上と同じ高さにあるダッグアウトのステップ最上部はグラウンド上とは材質が異なっていても同様とする）は、ダッグアウトの外側とみなされる。ダッグアウトの縁で飛球を捕らえようとする野手が、中へ落ち込まないように、中にいるプレーヤー（いずれのチームかを問わない）によって身体を支えられながら捕球した場合、正規の捕球となり、ボールインプレイである。

（d）防護ネット

野手が、グラウンドに面した壁や手すりに設置されたスクリーンや防護ネット（例：バックストップ、一塁線や三塁線沿いの防護ネットなど）に衝突した場合、たとえただちにグラウンド内に跳ね返ったとしても、審判員の判断により、両足がグラウンド上またはその上方にないときは、スタンドに入ったものとみなされる。野手の足の位置にかかわらず、野手が安全ネットに引っかかって動けなくなった場合、ただちに跳ね返らなかった場合、またはグラウンドの外へ踏み込んだり、倒れ込んだりした場合は、審判員はその野手がスタンドに入ったものと判断する。野手はネットにもたれかかったり、手や頭を使って身体

を支え、スタンドへ転倒するのを防ぐことは許される。

（ｅ）観衆による妨害

野手が、フェンス、手すり、ロープなどを越えた上空やスタンドへ身体を伸ばして飛球を捕らえようとすることは、危険を承知で行なうプレイだから、たとえ観客にその捕球を妨げられても、観客の妨害行為に対してはなんら規則上の効力は発生しない。

(11)　定義２５を次のように改める。

①　本文の最終段落に次を追加する。

ボールが地面に接触した場合、フェアボールと判定されるためには、単にフェア地域の上空にあるだけでなく、ボールがフェア地域に接触していなければならない。

②　【原注】の３段落目として次を追加する。

打球が本塁と一塁または三塁の間のファウルラインに沿ってフェア地域内を転がっている際、野手がボールの上に身をかがめて息を吹きかけたり、その他いかなる方法により、ボールをファウル地域に転がそうとする行為があったと判断した場合、審判員はフェアボールを宣告しなければならない。この際はボールインプレイである。

(12)　定義７６を次のように改める。

①　本文の第１段落に次を追加する。

タッグを行なう際、野手が素手でつかんだボールをグラブに接触させている状態でグラブが走者に触れていれば、正規のタッグとみなされる。

②　【原注】と【注】を追加する。

【原注】タッグが企てられた際、野手と走者の間で接触が生じることがあるが、走者は手や腕を使って明らかに悪質なスポーツマンシップに反する行為（つかむ、体当たりする、意図的にボールを叩く、殴る、蹴る、乱暴に腕を振り回すなど）によって、走塁とは関係のない妨害を行なうことは許されない。さらに審判員が、その意図的な行為がダブルプレイを阻止するためのものであったと判断した場合、打者走者にもアウトを宣告しなければならない。

【注】〝走塁とは関係のない妨害〟には、たとえばランダウンプレイ中にボールを持たない野手に故意に当たりに行く行為も含む。

(13) 定義８０に【原注】を追加する。

【原注】用具は、着用するべき所定の位置に接触している場合、その選手または審判員が着用しているものとみなされる。たとえば、ズボンの後ろポケットに入れた打者用手袋は、走者が着用している場所となる。

野手のグラブの垂れ下がった紐は、打球ではフェア地域内またはその上方空間で接触したか否かの判定、打者の打撃行為では捕手による妨害行為があったか否かの判定において、グラブの一部と同様に扱われる。ただし、野手がボールを保持しているグラブでタッグした場合、垂れ下がった紐が走者に触れただけでは、正規のタッグとはみなされない。

(14) 以下の【注】を次のように削除、変更する。

２．０３【注】を削除
３．０１【注２】を削除し、【注１】を【注】に変更
３．０２（ａ）【注２】を削除し、【注１】を【注】に変更
３．０３（ｄ）【注】を削除
３．０３（ｊ）【注２】を削除し、【注１】を【注】に変更
３．０３（ｋ）【注】を削除
３．０７（ａ）【注】を削除
３．０８【3.08 注】を削除
４．０１（ｃ）【注】を削除
４．０４（ａ）【注】を削除
４．０６【注】を削除
４．０７【注２】を削除し、【注１】を【注】に変更
５．０３【注２】を削除し、【注３】を【注２】に変更
５．０４（ｂ）（４）（Ａ）【注】を【5.04b4 注】に変更
５．０７（ａ）（２）【注７】を削除
５．０９【5.09c 原注】【注３】の「アマチュア野球では、」以下を削除
５．１０（ｄ）【注】を削除
５．１０（ｅ）【注】を削除
５．１０（ｌ）【注５】を削除
６．０２（ｃ）（８）ペナルティ【注２】を削除し、【注１】を【注】に変更
６．０２（ｄ）ペナルティ【注】を削除

６．０３（ａ）（５）【注】を削除

６．０４（ｂ）【注】を削除

７．０２【7.02 注 2】を削除し、【7.02 注 1】を【7.02 注】に変更

７．０３（ｃ）【注】を削除

以　上